



【2008.04.17】 <TOIPCS>
■ 「労働時間等見直しガイドライン」が改正されました
－平成20年4月1日より－

◇ 平成20年3月24日（適用日：平成20年4月1日）、「労働時間等見直しガイドライン」が改正されました。

◇ 労働時間等見直しガイドラインは、事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めたものです。（平成18年3月31日制定）

◇ 今回の改正は、昨年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたことを受け、労働時間等の見直しに関する取組みを一層推進する必要があることから改正されたものです。

◇ ガイドラインの基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 労働時間の見直しを含めた仕事と生活の調和の実現に向けた取組みは、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために必要な取組みであるとともに、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものであること。

(2) 経営者自らが主導して、職場風土改革のための意識改革等に努めることが重要であること。

(3) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定められた社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和の実現に向けて計画的に取り組むことが必要であること。

以上の基本的な考え方を元に仕事と生活の調和の実現には次のような具体的な取組みが必要です。

- ① 労使間の話し合いの機会を整備する。
- ② 計画的に年次有給休暇を取得させるなど年次有給休暇を取得しやすい環境の整備をする。
- ③ ノー残業デーを導入するなど、所定外労働の削減をする。
- ④ 育児・介護を担っているなど、特に配慮が必要な労働者の健康と生活に配慮する。

◇ 新しくなった「労働時間等見直しガイドライン」を参考に働き方を改善し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組みが行われることを期待したいと思います。